

第3期スポーツ基本計画の 策定状況について

4. ■

第3期スポーツ基本計画の策定状況

○スポーツ基本計画は、現在、スポーツ庁長官の諮問を受けて、スポーツ審議会において審議中(4月～)

○現在、スポーツ審議会スポーツ基本計画部会において複数回に分けて以下の主要課題についての意見交換を実施したところ

【今後の主要議題】

- ・ 障害者、女性、子供、高齢者等多様な主体によるスポーツ実施の促進、スポーツによる健康増進、スポーツを通じた共生社会の実現
- ・ 総合型地域スポーツクラブ・スポーツ少年団等地域スポーツ環境の整備・充実、スポーツ推進委員の有効活用
- ・ 学校体育、運動部活動改革をはじめ子供のスポーツ機会の充実、体力の向上
- ・ スポーツに関わる人材の育成と活躍の場の確保
- ・ スポーツ施設やオープンスペースなどスポーツをする場の充実
- ・ スポーツの成長産業化、スポーツを通じた地域振興・地域活性化、大学スポーツの充実
- ・ スポーツを通じた国際社会の調和ある発展への貢献
- ・ 国際競技力の向上、クリーンでフェアなスポーツの推進

スポーツ審議会等における第3期スポーツ基本計画の主な審議スケジュール

- ◆ 4月 スポーツ庁長官よりスポーツ審議会（※）に対して諮問
スポーツ審議会の下に置くスポーツ基本計画部会（※）が始動
（※）スポーツ審議会会長：早川茂 トヨタ自動車株式会社代表取締役副会長
スポーツ審議会会長代理・スポーツ基本計画部会会長
：大日方邦子 （一社）日本パラリンピアンズ協会会長
- ◆ 5月 スポーツ基本計画部会において3回に分けて、自治体、経済界、スポーツ関係団体等
（計37団体）からの現状・課題等のヒアリング

（現在）

- ◇ 9月、10月 スポーツ基本計画部会において複数回で主要課題（前頁詳細）についての意見交換を
実施

（今後の予定）

- ◇ 11月、12月 スポーツ審議会において中間報告を決定
1月まで中間報告について1ヶ月程度パブリックコメント
- ◇ 3月 スポーツ審議会において答申
文部科学大臣決定により第3期スポーツ基本計画策定（4月より運用）

※並行して、関係省庁を構成員としたスポーツ推進会議（スポーツ庁長官座長）においても意見交換を進める予定

第3期スポーツ基本計画の策定について【諮問の概要】

令和3年4月21日のスポーツ審議会総会において、室伏広治スポーツ庁長官から、第3期スポーツ基本計画の策定について諮問。今後、令和3年度中に、第3期スポーツ基本計画を策定予定。

第2期スポーツ基本計画(平成29～令和3年度)等に基づく取組結果

- 競技力強化の戦略的な支援はもとより、スポーツ実施率向上、スポーツ国際戦略、ガバナンス改革等に係る取組方針の策定など、着実に取組を推進
- 成人の週1回・週3回以上のスポーツ実施率、障害者の週1回・週3回のスポーツ実施率は、計画策定時と比較していずれも上昇しているものの、当初掲げた数値目標に向けた進捗としては十分とは言えない状況。また、少子化が進展する中、運動部活動改革、地域における青少年のスポーツ環境の整備が急務の課題
- 各般の取組を国民生活に根差したレガシーとして継承発展させることに加えて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大への対応はもとより、デジタル化、少子高齢化・人口減少、地域間格差、持続可能な開発、共生社会の実現等、国内外の様々な社会的な課題や潮流を的確に捉えつつ、取組の方向性を明らかにしていくことが求められている
- スポーツにかかわる全ての人の権利の尊重と安全の確保を図るとともに、引き続き、ハラスメントや暴力・体罰の防止、ドーピング違反の防止、スポーツ団体の健全・適正な運営の確保の徹底を図らなければならない



第3期スポーツ基本計画の策定に当たり、次の事項を中心に審議を依頼。

第3期スポーツ基本計画の策定について(諮問)

第一 未来社会における生涯を通じたSport in Lifeビジョン等を含め、2030年以降を見据えたスポーツ政策の在り方の提示

(踏まえていただきたい観点)

- ・ スポーツ基本法の理念、スポーツ庁設立の趣旨、第2期計画の成果と課題
- ・ 東京大会をはじめとした大規模スポーツ大会の自国開催に係るレガシーの継承・発展
- ・ 予想される社会の変化を踏まえた、来るべき社会像
- ・ 「持続可能な開発目標(SDGs)」の理念やユネスコのカザン行動計画等の国際動向

第二 今後5年間のスポーツ政策の目指すべき方向性及び主な施策、計画の実効性を高めるための方策の提示

(踏まえていただきたい観点)

- ・ 障害者、女性、子供、高齢者等、多様な主体の参画
- ・ スポーツ団体、他の行政機関、地方公共団体、学校(大学及びUNIVAS等を含む。)、民間事業者、研究機関等との連携・協力
- ・ デジタル技術をはじめとした新技術やデータの活用
- ・ 多様な財源・資源の安定的な確保、戦略的・効果的な活用
- ・ 各々の政策目標や具体的施策の達成状況に係る検証・評価
- ・ 地方スポーツ推進計画等の策定に当たっての指針としての活用 18

【たたき台】第3期スポーツ基本計画の策定に向けた構造型案について

1. 総論

※10/14(木)第8回スポーツ基本計画部会配布資料

- ✓ 「**スポーツ**」は、する／みる／ささえることを通じて**人々が感じる「楽しさ」「喜び」に根源を持つ**身体活動であり、心身の健全な発達、健康・体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心などの精神の涵養等、**あらゆる「自発的な意思」に基づき行われるもの**として捉えられる。
- ✓ スポーツの価値は、健康課題の顕在化、深刻化やコミュニティの弱体化、少子高齢化等の近年の社会課題への対応の一助となるものとしてもその重要性が認識されるが、特に、現行第2期計画期間中に起きた2つの大きな出来事で再確認された。一つは、①「**新型コロナウイルス感染症の拡大**」により、**スポーツが失われ/制限されたこと**によって、もう一つは、②「**東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催**」を通じて、アスリートの活躍はもとより、競技を支えるスタッフやボランティアの献身的な姿などを目の当たりにし、**世界中の人々が夢や感動/活力や勇気を感じたこと**によってである。
- ✓ このように、これまで経験したことがない厳しい環境下にあっても、「**スポーツ自体が有する価値**」と「**スポーツが社会活性化等に寄与する価値**」は、**かけがえないもの**であることを改めて確認。特に、第3期計画下では、以下の**3つの観点を重視した施策を展開**。

第3期の新視点

- ① 今後、スポーツの価値を高めるために、これまでの「する／みる／ささえる」に加え、状況に応じて既存の枠組み等を見直し・改善するとともに、新しい方法やルールを創出するなど、**スポーツを『つくる／はぐくむ』**といった視点も新たに求められること。
- ② これまでのスポーツを通じた共生社会の実現に向けた取組をさらに推し進め、**様々な立場・状況の人々が「ともに」活動し、「つながり」を感じながらスポーツを楽しめる社会の実現**を目指すこと。
- ③ 性別、年齢、障害の有無、経済的事情等にかかわらず、**全ての人がスポーツにアクセスできる社会の実現**を目指すこと。

⇒ こうしたスポーツが持つ無限の可能性を発揮できるよう、

来年度以降、我が国のスポーツ推進の基本的な方向性 / 今後5年間の具体的な施策等を策定

2. 基本的な方向性

【ポイント1】

○ 第2期基本計画で提示されている中長期的なスポーツ政策の基本方針である、(1) スポーツで「人生」が変わる！ (2) スポーツで「社会」を変える！ (3) スポーツで「世界」とつながる！ (4) スポーツで「未来」を創る！の考え方は、**第3期基本計画においても踏襲**

○ そのうえで、第2期計画期間中において上記の(1)から(4)の基本方針に沿って進められた**施策・取組の手立ての振り返り**を踏まえ、また、第3期計画期間において、(1)から(4)の**基本的方針**に沿って**施策・取組**をさらに進めるための**新たな手立て**等を、社会情勢の変化等を踏まえて提示する。

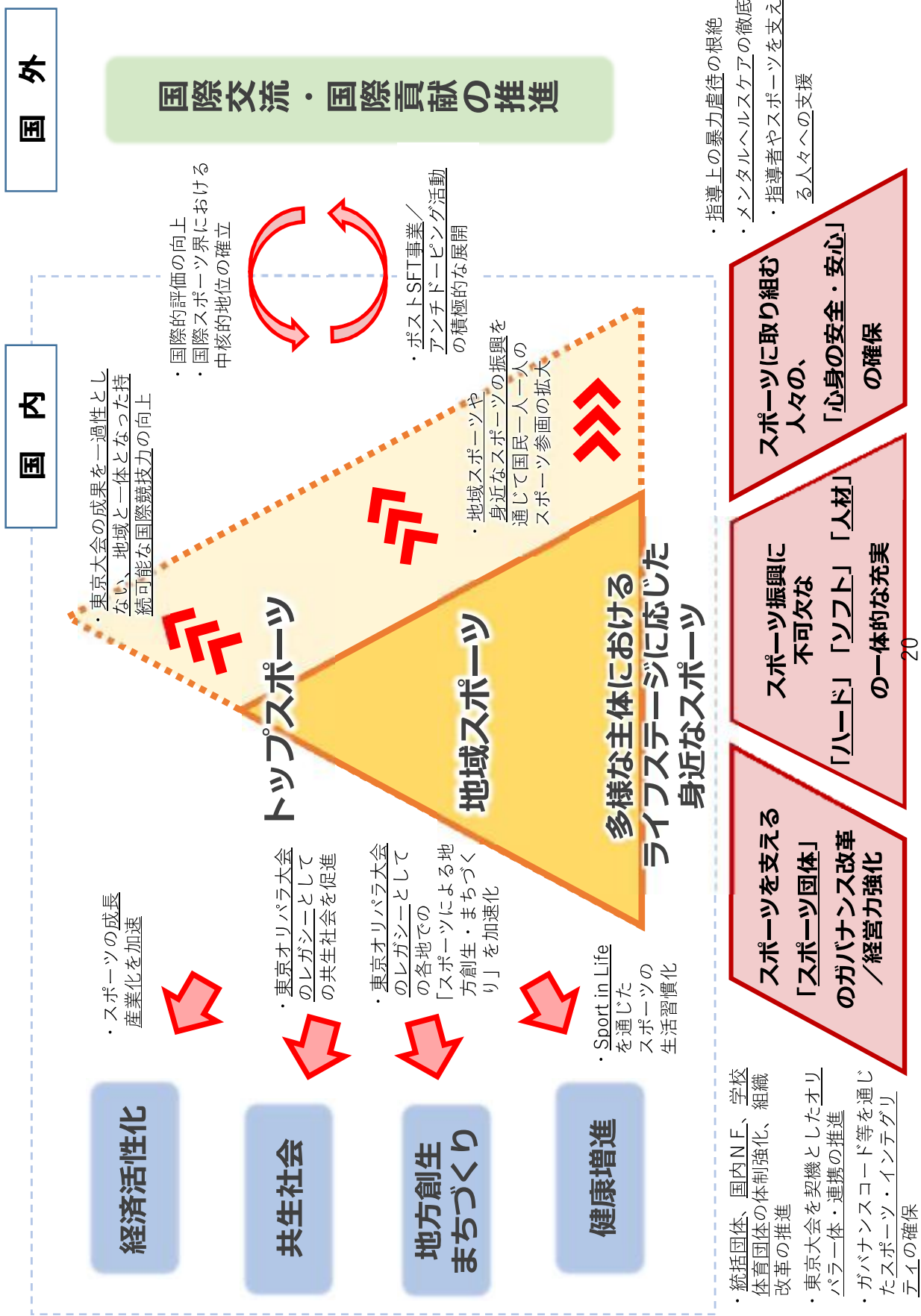
【ポイント2】

○ また、第3期基本計画では、これら4つの基本方針が真に実効性ある形で遂行されるよう担保することを目指す、

- ① **数値を含む成果指標と各種施策との関係性を整理しその精緻化を図る**など、「**ロジックモデル**」を構築
- ② 第3期計画3年目で、**ロジックモデルに基づき、計画前半の取組状況を評価し、計画後半に向けた改善を図る仕組み**を導入
⇒ 更に、**第4期計画の議論**に向けた準備にも活用

【参考】第3期スポーツ基本計画における個別施策群の関係性（イメージ）

※10/14(木)第8回スポーツ基本計画部会配布資料



3. 今後5年間の具体的な施策

※10/14(木)第8回スポーツ基本計画部会配布資料

「スポーツ自体が有する価値」をさらに発揮するための施策（基本的方向性①）

多様な主体におけるスポーツの機会創出

スポーツ界におけるDX推進

スポーツの国際交流・国際貢献

国際競技力の向上

など

「スポーツが社会活性化等に寄与する価値」をさらに発揮するための施策（基本的方向性②）

健康増進

経済活性化

地方創生・まちづくり

など

上記施策を支える基盤的な施策

担い手となる「スポーツ団体」のガバナンス改革／経営力強化

スポーツ・インテグリティの一層の確保

スポーツ振興に不可欠なハード、ソフト、人材の一体的な充実

指導上の暴力虐待の根絶

アスリートのメンタルヘルスケアの徹底

など

地方スポーツ推進計画の策定について



<関係条文等>

○スポーツ基本法（平成23年法律第78号）（抄）

（地方スポーツ推進計画）

第10条 **都道府県及び市**（特別区を含む。以下同じ。）**町村の教育委員会**（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十四条の二第一項の条例の定めるところによりその長がスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（以下「特定地方公共団体」という。）にあっては、その長は、スポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画（以下「地方スポーツ推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 特定地方公共団体の長が地方スポーツ推進計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

○「スポーツ実施率向上のための行動計画について～「スポーツ・イン・ライフ」を目指して～（答申）」（平成30年8月6日スポーツ審議会）（抄）

3. スポーツ実施率向上のための具体的取組

（1）全体に共通する取組

〔「地方スポーツ推進計画」の策定の促進〕

⑱「地方スポーツ推進計画」の策定を促進する

- ・ 地方自治体はそれぞれの団体で固有の事情を抱えているため、まずは、地域の課題を分析し、その課題に応じた策を講じていく必要がある。そのため「地方スポーツ推進計画」の策定及び必要に応じた改定を促進するとともに、着実に実施されるよう、国も連携を図りつつ、取組を推進していく。その際、運動部活動の見直しに伴う環境整備について、適切に反映させる。
- ・ 課題の抽出、分析に加え、PDCA サイクルを回していくためには、JAGES13プロジェクト等をはじめとした地域の客観的データと照会可能な形での連携を図ることを促進する。
- ・ 地方自治体において、スポーツ実施率等の調査を行い、達成目標や実績を公表することを促す。